

# 名護市不妊治療通院にかかる交通費助成金 申請のご案内

不妊治療を受けられた方の経済的負担を軽減するために、通院にかかる交通費を助成します。

助成金の対象となるもの

## 【対象者】

申請日において、以下の全てに該当する夫婦が対象となります。

- (1) 婚姻の事実が確認できること。(事実婚含む。)
- (2) 不妊症と診断され、不妊治療を受けていること。
- (3) 夫婦いずれかが名護市に1年以上住所を有すること。
- (4) 夫婦ともに市税等の滞納がないこと。



## 【対象となる治療】

名護市在住期間中に

- (1) 特定不妊治療が行える医療機関において受けた不妊治療
- (2) 地方厚生局から承認された医療機関で受けた先進医療

助成金額

**1組の夫婦に対して、通院1回につき3千円  
(不妊治療を受けた年度毎に上限：12回/3万6千円)**

※夫婦がそれぞれ不妊治療を受けている場合も、夫婦1組に対しての助成となります。

申請期限

**原則、不妊治療を行った日の属する年度の3月末まで  
ただし、必要書類等が3月末までにご準備できない  
場合は、お早めにご相談ください。**

## 申請書類の入手・提出先

申請書類は、下記の場所で配布しています。

- (1) 名護市役所 健康増進課 健康づくり係  
TEL：0980-53-1212 (内線263)
- (2) 名護市ホームページ  
URL：<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2023110900075/>



## 【提出・郵送先】

〒905-8540 名護市港一丁目1番1号  
名護市役所 健康増進課 健康づくり係  
TEL：0980-53-1212 (内線263)

## 申請書・必要書類

- (1) 不妊治療通院に係る交通費助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 不妊治療通院に係る交通費の助成金事業受診等証明書（様式第2号）
- (3) 婚姻の事実が確認できる書類（戸籍謄本等）＊  
事実婚の場合は上記書類に加え、事実婚関係に関する確認書（様式第3号）
- (4) 夫及び妻の住所地を証明する書類（住民票、免許証等）＊
- (5) 夫及び妻の市税等の滞納がないことを証明する書類＊
- (6) 請求書（様式第5号）
- (7) 受取口座の通帳又はキャッシュカードの写し

＊書類（3）～（5）については、名護市在住で申請書の同意欄に署名し、本市で確認できる場合は提出不要です。ただし、別世帯の場合、続柄の確認ができないため、（3）婚姻の事実が確認できる書類の提出が必要です。

※事実婚の方は、必要書類（3）が省略できる場合でも、「事実婚関係に関する確認書（様式第3号）」の提出が必要です。

### 【問合せ先】

〒905-8540 名護市港一丁目1番1号

名護市役所 健康増進課 健康づくり係

TEL：0980-53-1212 （内線263）



名護市公認キャラクター「なぐうえーかた」